

## 定例記者会見要旨

日 時：令和3年3月19日（金）16：30～17：00

場 所：日本薬剤師会第二会議室

出席者：山本会長、安部副会長、宮崎副会長、磯部専務理事

### 提出資料：

1. 日医工株式会社に対する薬機法に基づく行政処分について  
(令和3年3月5日付 日薬発第285号)
2. 薬剤師会の運営する薬局に対する行政処分について  
(令和3年3月18日付 日薬業発第526号)
3. 「薬剤師から一般の方々に向けた新型コロナウイルスワクチンに関するFAQ」の公表について  
(令和3年3月17日付 日薬発第296号)

(参考)

- ・新型コロナウイルス感染対策 薬局向けガイドラインの一部改訂および「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（業種別ガイドライン）」への掲載について  
(令和3年2月26日付 日薬発第280号)
4. 「薬局における患者の薬物療法の把握及び検査値を用いた薬剤師業務に関する研究」へのご協力のお願について  
(令和3年3月2日付 日薬情発第152号)
  5. 「AMR対策に関する抗菌薬使用量調査の地域における検討」実施のための研究者選定のお願いについて  
(令和3年3月1日付 日薬情発第151号)

### 1. 日医工株式会社に対する薬機法に基づく行政処分について

山本会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

昨年4月以降、多品目にわたる製品回収の頻発していた日医工株式会社（以下、当該企業）に対して、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する（法律）に基づき、製造販売並びに製造業務の停止に関する行政処分が行われたため、都道府県薬剤師会会長宛に通知を發出した。

116日の業務停止になった、小林化工株式会社（2月12日付 日薬発第270号）と本質的に根を同じくする違反行為であり、本年2例目の業務停止となる。後発医薬品の信頼失墜に拍車をかける懸念もあり、国とともに後発医薬品の使用推進をしてきた立場としては、誠に遺憾であると言わざるを得ない。当該企業には、今回の行政処分を真摯に受け止めるとともに、国民・患者をはじめ、関係者への社会的な責任を適切に果たして頂きたい。

なお、今回の事案等に関連して発生している代替品の確保等の問題に関しては、本会で引き続き当該企業並びに行政に対し、改善に向けた対応について申し入れを行っていることを報告する。

### 2. 薬剤師会の運営する薬局に対する行政処分について

山本会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

今般、三重県から、同県伊賀市で開局する「上野センター薬局（開設者：一般社団法人 伊賀薬剤師会）」に対して、行政処分を行った旨が公表されたので、都道府県薬剤師会会長宛に通知を发出した。

本来、会員の範となるべき薬剤師会が開設する薬局において不正行為（医師からの処方箋交付を受けていない従業員に対して、処方箋医薬品を販売した等）が長期に亘り行われ、あまつさえ薬機法違反の処分を受けたことは、決してあってはならないことである。

「薬剤師自ら自身の身分を規定する法律に反する行為」は、本事案に関わった薬剤師・薬局のみならず、全国の薬剤師会の信頼を著しく貶める行為であり、これまで長い時間をかけて築き上げた国民・患者からの信頼を一気に失墜させるものと言わざるを得ない。

かかる処分を受けた薬局の関係者には、猛省を求めると同時に、早急に地域住民・患者の信頼回復に努めていただきたい。

また、本会としても、国民の信頼の回復に向けて、改めて自らの足元を確認し、二度とこうした事案を起こさないよう自戒し、会員指導に向けて努力して参る所存である。

### 3. 「薬剤師から一般の方々に向けた新型コロナウイルスワクチンに関する FAQ」の公表について

宮崎副会長より掲題の件について説明された主な内容は以下の通り。

現状、ファイザー社のコロナワクチン先行接種が進められているところであるが、国民の不安感が十分に払拭されていない様子がうかがえることから、薬剤師・薬局に対してワクチンに関する問い合わせがあることや、薬剤師から患者へのワクチンに関する情報の発信が必要であると認識している。

そのため、本会では、薬局やワクチン接種会場等で、薬剤師が根拠のある情報を基に国民にできる限り正確に説明できるツールとして、薬剤関連情報評価・調査企画委員会の役員・委員、感染制御専門薬剤師並びに抗菌化学療法認定薬剤師等の有識者の方々にもご参画いただき、新型コロナウイルスワクチンに関する FAQ を作成したことを報告する。

### 4. 「薬局における患者の薬物療法の把握及び検査値を用いた薬剤師業務に関する研究」へのご協力をお願いについて

宮崎副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

今般、薬局における患者の薬物療法をどの程度把握しつつ薬剤師業務行っている実態と検査値情報集の実態を把握するために、「薬局における患者の薬物療法の把握及び検査値を用いた薬剤師業務に関する研究」の実施を報告する。

本研究は、本会の薬事関連情報評価・調査委員会において、薬剤師業務の正しい評価を受けるために、業務を可視化することを目的としており、対象日（2021年3月16日）に処方箋を受けた全患者を対象に、2021年3月17日から4月15日の期間で報告していただくようお願いしている。

### 5. 「AMR 対策に関する抗菌薬使用量調査の地域における検討」実施のための研究者選定のお願いについて

宮崎副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

今般、医薬品適正使用に関する調査研究事業として、「AMR 対策に関する抗菌薬使用量調査の地

域における検討」に関する研究を実施することを報告する。

薬剤耐性菌が世界的な問題とされるなか、我が国では2016年に薬剤耐性（AMR）アクションプランが策定された。その中の目標に抗菌薬使用状況の監視があげられており、地域連携ネットワークの構築や地域における抗菌薬使用状況の把握、抗菌薬の適正な使用の推進が求められている。

そこで、薬局のレセコンデータに保存されている調剤データから抗菌薬使用料を抽出し、AMR対策のための地域データ収集方法の構築と、抗菌薬使用量の全国の状況の把握を考えている。

各都道府県薬剤師会には、この研究の研究者としてご対応いただける方の選定を要望している。

#### 記者からの質問は以下の通り

**記者：**三重県伊賀薬剤師会が運営する会営薬局で起きた不祥事について、今後、日薬から処分を行う予定があれば伺いたい。

**山本会長：**日本薬剤師会と伊賀薬剤師会は別団体であるため、それぞれの自主性を尊重しなければならない一方で、薬剤師という職能の観点からの指導をする必要はあると考える。

**記者：**要指導医薬品のネット販売規制の違憲性が問われた訴訟で、最高裁が18日に「合憲」と判決を下したことについて、日薬としての見解を伺いたい。

**山本会長：**対面と非対面で様々な議論がある中で、現行の医薬品医療機器等法でも対面が原則とされているため、極めて妥当な判決であったと認識をしている。デジタル化そのものについて反対をするつもりはないが、手間をかけて患者の安全を守るのが薬剤師として最大の役割であると考えている。

**記者：**三重県伊賀薬剤師会の件について、伊賀薬剤師会からの報告や連絡はあったのか。

**山本会長：**三重県薬剤師会からの事実報告はあったが、伊賀薬剤師会からは特に何も伺ってはいない。

**記者：**薬剤師会が開設する会営薬局の在り方について見直す方針はあるのかを伺いたい。

**山本会長：**会営薬局の定義の示し方や運営については見直すべき課題はあると思う。

次回の定例記者会見は、令和3年4月1日（木）、15：00～

以上